

2025 年 9 月 26 日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

クレジットカード「事務手数料」のご請求のお知らせ

【VISAカード】

平素はごうぎんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、ごうぎんが発行するクレジットカードのご利用代金のお支払いが間に合わなかった場合、「事務手数料」（以下、「本手数料」といいます）をご請求することとなりました。

記

1. 新設の背景

ご利用代金のお支払いが間に合わなかった場合、お支払い日以降に事務処理料、お客様へのご案内などご利用代金の回収事務にかかる費用が発生いたします。

ごうぎんでは事務の効率化に努めておりますが、その費用の一部を「お支払いに間に合わなかったお客様」にご負担いただくため、本手数料を新設いたしました。

何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

2. 概要

手数料金額	308 円(税込)（お支払いが間に合わなかった月ごと）
対象会員	個人（個人事業主を含む）
対象のお支払い	ショッピングご利用代金
ご請求の タイミング	お支払い日の翌々月のお支払い日にご請求いたします。 【例】2026 年 4 月 10 日のお支払いが間に合わなかった場合、 2026 年 6 月 10 日に本手数料をご請求いたします。 （お支払い日が土・日・祝日の場合は、翌営業日のご請求）

- ・複数のカードをお持ちの場合、お支払いに間に合わなかったカードごとに、本手数料をご請求いたします。
- ・キャッシングに関するご返済等は、本手数料の対象外となります。
- ・本手数料はポイント付与の対象となりません。

3. 実施日

2026 年 4 月 10 日お支払い分より

4. 会員規約改定について

本変更に伴い、2026 年 4 月 1 日に下記規約の改定を予定しています。

改定対象
「クレジットカード会員規約（Visa・個人用）」 「クレジットカード会員規約（Visa&マスター・法人用）」 個人事業主特約
改定内容【例】会員規約
第 29 条（費用の負担） 1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。 （以下を追加） 2. 会員が支払期日において当行に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を会員は負担するものとします。

5. 「よくあるご質問」へのリンク

<https://secure.okbiz.jp/gogin-faq/faq/show/7319>

以上